

監査結果公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成12年7月31日付けをもって提出のあった住民監査請求に係る監査を次のとおり執行したので、同条第3項の規定により、その結果を公表する。

平成12年9月27日

四日市市監査委員	伊藤 靖彦
同	金森 廣二
同	小井 道夫
同	石川 勝彦

第1 監査の請求

監査請求書

一、平成12年3月頃、近畿日本鉄道株式会社（以下近鉄と云う）によって、四日市市南富田町地内近鉄踏切に於いて下記の工事が行われた。

1. 近鉄名古屋線第15号踏切工事

(イ) この工事の目的

四日市市の下水管（直径約50糎）埋設に先立って、踏切の落盤に対する防護（防止）工事。

(ロ) 全工事費、金8千900万円余

(ハ) 全額、四日市市の負担、最終的に工事施設は近鉄に帰属する。

(ニ) 上の一部である、立会費は金79万5千2百円である。

2. 上の立会費について、予算は金84万円となっている。明細書（精算総括書）は金79万5千2百円である。

3. 上の金79万5千2百円について

(イ) 近鉄職員の夜間（深夜）等の立会いと思われる。

(ロ) 上の近鉄職員は臨時職員ではなく、近鉄から、給料、深夜手当等は支払われていると思われる。

(ハ) 近鉄が、四日市市にこれを立会費として、請求することは、請求人にとって公金の不当な支出と考える。

(ニ) これは近鉄職員、延べ16人で行われた。

(ホ) 深夜（午後12時頃より朝5時頃迄）1回で約5万円である。

(ヘ) 深夜手当は通常の5割増である。更に二重に、金約5万円が追加支給されたとはとても考えられない。

(ト) 深夜1時間あたり金壱万円と云う法外、過大なものである。

二、監査請求の要旨

上の立会費金79万5千2百円について四日市市長（井上哲夫氏）は近鉄に対し、返還を求めよう監査請求する。

三、上記の理由について

この工事施設は近鉄の所有権となる。従って四日市市民の血税により行われるものである。

よって、近鉄は良心的でなければならないと考える。四日市市が立会費まで負担するのは不

当である。公金の不当な支出である。

四日市市の職員は、すべて近鉄に任せきりであり、現場を一度も見えていない。

明細書を形式的に審査し、何の疑問もなく支払っている。

上記の通り申し立てる。

平成12年7月27日

四日市市監査委員 殿

請求人 四日市市在住 山下 敏男

第2 請求の受理

本件については、法定要件を踏まえ、請求人の主意を勘案し、平成12年7月31日にこれを受理した。

但し、監査請求書の中には別件事項が含まれていたため、これを監査対象から除外した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

請求人に対して、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、平成12年8月22日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、本人はこれを辞退した。

第4 監査の実施

平成12年8月29日に四日市市下水道部下水建設課の監査を実施し、関係職員から事情聴取を行った。

第5 監査の結果

上記の住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

平成 1 2 年 9 月 2 7 日

山下敏男 様

四日市市監査委員	伊 藤 靖 彦
同	金 森 廣 二
同	小 井 道 夫
同	石 川 勝 彦

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成 1 2 年 7 月 3 1 日に受理した住民監査請求について、地方自治法第 2 4 2 条第 3 項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり通知します。

記

1 監査の実施

1) 監査対象事項

請求書の内容を勘案して、監査対象事項を次のとおりとした。

四日市市南富田町地内の近鉄名古屋線霞ヶ浦第 1 5 号踏切道下において、市が発注する公共下水道茂福汚水 2 号幹線管渠布設工事（その 1）の施行に伴い、軌道の防護工事を近畿日本鉄道株式会社（以下近鉄という）に委託し、施行した。

委託料の精算額は約 8 9 , 0 0 0 千円であるが、この中に立会費 7 9 5 , 2 0 0 円が含まれている。

この立会費については、防護工事後における工事施設が近鉄の所有権となるので、近鉄への立会費の公金の支出は不当である。また、立会いは夜間等で、延 1 6 人を要したが、この費用は近鉄の給料、深夜手当等で支払われているのに、更に 1 回約 5 万円（1 時間あたり 1 万円）という過大な立会費を支出している。加えて市の職員は現場を一度も見えていなく、明細書は形式的な審査だけで何の疑いもなく支払われた。

よって、近鉄へ立会費を支出することは、不当な公金の支出であり。四日市市長は、近鉄に対し立会費の返還を求めよう請求する。

2) 監査対象部局

四日市市下水道部下水建設課を監査対象とし、平成 1 2 年 8 月 2 9 日に関係書類の提出を求め、関係職員から事情聴取を行った。

2 監査の結果

1) 事実関係

公共下水道茂福汚水 2 号幹線管渠布設工事は、四日市都市計画下水道流域関連四日市市第 1 7 号公共下水道として、平成 9 年 1 0 月 2 8 日都市計画事業認可を受けた事業で、流域関連公共下水道茂福処理区域を受け持つ幹線工事である。

この下水道工事の整備にあつては、鉄道敷下に及ぶことから、工事に先立ち近鉄と協議し、承

認書と協定書を締結した。

本件立会いは、この承認書と協定書に基づくものであり、鉄道敷の地盤固めの薬液注入及び下水道管推進工事時に鉄道施設の安全を確保するためのものである。

この立会いには、近鉄職員の助役、係員が上記工事期間中に立ち会ったもので、延10日15人を要したものである。併せて市の職員も随時に立会いをしている。近鉄職員の立会いに要した経費は、795,200円で精算され、精算における助役、係員の立会費の単価は、それぞれ45,100円、48,000円であった。

これに相当する市の公共工事における立会費の単価は、それぞれ53,700円、50,103円であり、近鉄の立会費の単価は市の公共工事における立会費より低額であった。

2) 下水道部下水建設課の弁明

下水道部下水建設課の弁明を要約すると次のとおりである。

四日市市が施行する公共下水道茂福汚水2号幹線管渠布設工事(その1)に伴い、近鉄線路下の下水道工事であることから近鉄係員の立会いが必要なため、近鉄係員立会費を支出した。

近鉄線路下の下水道工事に当たっては、建設省制定の建設工事公衆災害防止対策要綱第28に基づき、近鉄と協議し保安方法について決定した。主な内容は、1.近鉄係員立会いのもとに施行すること、2.承認の範囲、3.下水管理設工法、4.施行時間帯、5.施工業者選定基準等であり、要綱第30で協議事項を遵守しなければならないとされている。

近鉄線路下の下水道工事について、近鉄と協議決定した承認書に基づき、推進工法及び薬液注入工を施行した。

また別に、地表面の沈下、盛り上がりにより鉄道の安全管理を確実なものにするため防護工事を近鉄に委託した。

近鉄に委託した防護工事は、近鉄敷地内において、四日市市の公共下水道工事に伴って発生する工事であることから、原因者である四日市市が負担するのは当然である。

防護工事による施設は元々あった線路を復旧したものであるから、すべて近鉄に帰属するのは当然である。

立会いは、下水道工事における鉄道の安全管理のための立会いであり、延べ15人を要し、79万5千2百円で精算した。

市の工事の線路下部分は、夜間列車運行休止時の施行であり労務単価は、通常時×夜間割増1.5×時間制限1.14としたものであり、市の工事に使用する単価と比較しても妥当なもので、過大なものでない。

近鉄係員の工事における立会いは、市と近鉄の交わした承認書に基づくものであり、立会費を支出することは公金の不当な支出ではない。

工事について市の監督職員は、必要に応じ現場監督をし工事の指揮にあたっていた。

3) 監査委員の判断

結 論

本件立会費については、請求人が主張する事実は認められなかったため、地方自治法第242条第1項に規定する

違法又は不当な公金の支出に該当せず、請求については理由がないものと判断する。

したがって、本件請求は、これを棄却する。

理 由

本件工事は、四日市市が施行する「公共下水道茂福汚水2号幹線管渠布設工事(その1)」における近鉄軌道下水管推進工事にかかるものであり、(ア)市が直接施行した「近鉄名古屋線霞ヶ浦第15号踏切道下水管埋設工事」と(イ)この下水道管理設に伴い必要となる鉄道施設の防護のために市が近鉄に協定書に基づき委託した「鉄道施設防護工事」の2つの工事からなっており、請求人の言う本件立会費(795,200円)については、(ア)の市の発注した工事において、鉄道敷下の施行時に近鉄係員が立ち会った費用である。

この立会いの必要性、立会費の算出根拠、現場立会いの有無及び防護工事後の施設の帰属については、関係書類の調査及び下水道部下水建設課の弁明聴取の結果、いずれも正当なものと認められた。

以上のことから本件の立会費については、不当な支出とは認められず、請求人の言う近鉄への支出は不当であるという主張は当たらない。

(下水道部長への要望)

本件の立会費については、四日市市の発注した工事に伴うものであるが、委託した防護工事の協定書の中に一括計上されており、誤解を招きやすく、今後注意されたい。